承認第 12 号

専決処分事項の承認について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和2年5月15日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

令和2年3月23日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	
損害賠償の額	7 3 3, 4 8 2 円
事故の概要	令和2年1月17日午前11時50分頃、国道24号市 脇三丁目1-13地先交差点において、一時停止後に当 該交差点に南から進入し、国道24号を東に進行するた め右折しようとしたところ、右方確認が不十分であった ことにより、国道24号を東から西に向けて走行してい た相手方車両と衝突し、相手方車両の前方部が破損し、 もって相手方に損害を与えた。